



市長記者会見資料
産業振興部産業企画課
平成25年11月5日

高岡市商工業活性化資金の要件緩和について

国は平成27年度までを「集中投資促進期間」と位置付け、民間の設備投資を促進することとしている。

については、本市でも市内中小企業の設備投資を促すことにより、地域経済の活性化を目指すため、高岡市商工業活性化資金の融資要件の緩和を行う。(平成25年12月1日受付分からとし、期間は限定しない。)

変更点

- ・融資対象となる事業費「1,000万円以上」を「500万円以上」に引き下げる。
- ・機械設備の設置・改良、建物の賃借等の融資上限額を「2,000万円」から「3,000万円」に引上げる。

施行日 平成25年12月1日

【商工業活性化資金】

	現 行	改正後
融資対象	市内で行う事業費1,000万円以上の設備投資事業	市内で行う事業費 500万円 以上の設備投資事業
融資限度額※ ①建築物の新築、大規模修繕等	5,000万円	5,000万円
②機械設備の設置、建物の賃借等	2,000万円	3,000万円
貸付期間	10年以内（うち据置期間1年）	10年以内（うち据置期間1年）
融資利率（年）	2.0% 以内	2.0% 以内
保証料率（年）	0.35%～1.05% (保証料は高岡市が全額補給)	0.35%～1.05% (保証料は高岡市が全額補給)

※①②を併用する場合は、1事業者あたり5,000万円を上限とする。

産業企画課
総務・金融担当
0766-20-1286
(内線 402)